

舞鶴市子育ておうえん住宅支援事業補助金交付制度

この事業は、「京都府子育ておうえん住宅支援事業費補助金」を活用し、京都府との協働で実施するものです。

1 補助の目的

子育て世帯の経済的負担の軽減および住環境の向上、三世代同居・近居による世代間支援の促進を図るため、子育てのための住宅リフォームを行う世帯に対し、「舞鶴市子育ておうえん住宅支援事業補助金交付要綱」に基づき、予算の範囲内において補助を行います。

2 補助対象者（申請者）

舞鶴市に住所があり、次のすべてに該当する人が対象です。

※ 交付申請時に舞鶴市に住所のない人は、別途「転入に関する誓約書」の提出と年度内に転入することが条件となります。

- (1) こどもが1人以上属する子育て世帯。
- (2) 舞鶴市内の業者（舞鶴市内に本社または本店があり、住宅リフォーム工事を業としている事業者）に依頼すること。
- (3) こどもの親権者（三世代同居、三世代近居の加算の対象となる場合は、祖父母も含む）が市税等の滞納をしていないこと。
- (4) こどもの親権者の所得の合算額が550万円未満の人。

3 補助対象工事

次のすべてに該当する住宅リフォーム工事が補助対象です。

- (1) 対象者が自ら居住する住宅で、子育てのために必要と認められる工事
- (2) 以下に示す居住スペースに係るリフォームであること
 - ①リビングの増改築
 - ②台所スペースの増改築
 - ③浴室スペース（脱衣所含む）の増改築
 - ④こども部屋の増改築（外構工事、雨漏修繕、設備機器のみの設置などは対象外です）
- (3) 対象となる工事の費用が20万円以上の工事。
- (4) 交付申請をする年度の3月1日までに完了する工事。

※新築工事、他の制度の補助等の対象となる工事は対象外です。

4 補助金の交付額

- (1) 補助対象工事費の2分の1（千円未満の端数切捨）。ただし、下記の区分に応じた限度額を上限とする。
- (2) 新たに三世代同居、三世代近居となる場合は、（1）に一律5万円を加える。

区分	限度額
こどもが1人いる世帯	10万円
こどもが2人いる世帯	20万円
こどもが3人以上いる世帯	30万円

- ※補助金は交付額を確定した後、申請者の指定する口座に振り込みます。
※同一申請者に係る世帯について1回限り対象となります。

【この制度中の用語説明】

- 「こども」...18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。妊娠中の子も含みます。
- 「三世代同居」...親子、祖父母等が住所変更を行い、三世代が**新たに**同一の住宅に居住すること。
- 「三世代近居」...親子又は祖父母の一方又は両方が住所変更を行い、次のいずれかに該当すること。
 - ①親子と祖父母が、それぞれの住宅の間の直線距離で2km以内の住宅に居住すること。
 - ②住所変更前において**異なる市町村に居住**する親子と祖父母が**舞鶴市内**に居住すること。

※三世代同居、三世代近居については、申請時、すでに舞鶴市内において三世代が2km以内に居住している場合は加算の対象外。

5 募集期間

令和7年度の募集期間は次のとおりです。ただし、募集期間中においても、予算額に達した時点で募集を終了します。あらかじめご了承ください。

令和7年4月1日（火）から令和8年1月9日（金）まで

6 申請手続き

補助金の交付申請から交付（支払い）までの手続きの流れは次のとおりです。

注）必ず工事着工及び工事契約等各契約締結前に交付申請をしてください。

「1 交付申請」→「2 交付決定」→「3 工事着工」→「4 工事完了」
「5 実績報告」→「6 補助金額確定」→「7 請求」→「8 補助金交付」

※「3 工事着工」後、事情により必要な場合は変更申請をしてください。

7 問い合わせ先（申請先）

舞鶴市子育て応援課

電話：0773-66-1008 F A X：0773-62-7957

E-mail：kosodate@city.maizuru.lg.jp

〒625-8555 京都府舞鶴市字北吸1044番地